

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
指導調査室
原子爆弾被爆者援護対策室

目 次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1	原爆症認定について……………	1
	(1) 指定医療機関の権限委譲について……………	1
	(2) 医療特別手当の継続に当たっての要医療性の確認について……………	1
	(3) 原爆症認定制度の見直しについて……………	2
	(4) 原爆症認定に係る進達等について……………	2
2	被爆70年関連事業について……………	
	(1) 原爆被爆者実態調査の実施について……………	2
	(2) 原爆死没者慰霊等事業に係る支援の拡充について……………	3
3	各種手当額の改定について……………	3
4	被爆者健康手帳の審査の迅速化について……………	3

【指導調査室】

5	公衆衛生関係行政事務指導監査について……………	4
	(1) 平成27年度の指導監査について……………	4
	(2) 平成26年度の指導監査における主な指摘事項について……………	5
6	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について……………	8
	(1) 平成27年度予算(案)について……………	8
	(2) 平成27年度整備計画について……………	9
7	毒ガス障害者対策について……………	9

1. 原爆症認定について

(1) 指定医療機関の権限移譲について

原爆症認定疾病の医療については、厚生労働省が指定する指定医療機関が担当することとしているが、国から地方公共団体への「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づく法令改正により、地方厚生局で実施している指定医療機関の指定等に関する業務が、平成27年4月から都道府県に移譲される。

原爆症の被爆者が適切な治療を受けられるように、これまで国においても計画的に指定を進めてきており、各都道府県単位の近年の指定状況と全体数は別資料のとおりである。

権限移譲により各都道府県には業務の執行を担っていただくことになるが、既に国において計画的に指定を行ってきているため、指定件数が移譲後、直ちに急増するなどにより、過度に事務負担をおかけすることは想定していない。

また、これまで厚生局から移譲に向けた説明会等も行っているので、その状況について確認の上、4月からの実施に遺漏なきよう準備を進めていただくようお願いしたい。

(2) 医療特別手当の継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の継続に当たっては、平成26年3月20日付け健康局長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、被爆者援護法11条第1項により認定した疾病が放射線白内障等である者の場合は、健康状況の届出にかかる初回提出時において、認定申請日から1年を経過したときに届出書類を提出する規定を追加した。

また、併せて診断書の様式を、要医療性の有無を客観的に確認できるよう認定疾病に対する治療状況の欄を新設する等の所要の改正を行った。

要医療性の確認については、平成26年8月29日付事務連絡「医療特別手当の更新について」及び同年10月1日付事務連絡「医療特別手当及び特別手当の支給に係る事務の取扱について」や、担当者会議での周知を行ってきたところである。

各都道府県、広島市、長崎市（以下「都道府県市」という。）におかれては、白内障等での認定者に対する健康状況届の時期の通知、及び平成27年5月に控えている健康状況届出対象者への周知につき遺漏なきようお願いするとともに、継続審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

(3) 原爆症認定制度の見直しについて

原爆症認定制度については、平成25年12月に「新しい審査の方針」を改正し、心筋梗塞など非がん疾病について、より積極的に認定するよう基準が明確化された。この結果、平成25年と比較して1年間で非がん疾病の認定件数が27件から169件へと約6.3倍に増えたところである。

各都道府県市におかれては、引き続き、基準が改正されたこと等について、被爆者の方へ積極的に周知していただくなどの御協力をお願いしたい。

(4) 原爆症認定に係る進達等について

ア 原爆症認定申請の進達について

厚生労働省では、原爆症の認定に当たり迅速な審査に努めているが、都道府県市を通じて送付される申請書類の中には、審査に必要な検査結果報告書等の医学的な書類が揃っていない事例がある。この場合、追加で書類提出を依頼せざるを得ないため、審査に時間を要している。

このため、審査に必要な医学的書類について、平成26年11月14日付け総務課長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要となる書類等について」及び同日付け事務連絡「原爆症認定申請時の書類の確認について」で明確化したところである。

また、医学的資料以外の申請時に必要な書類についても、書類が全て揃っているか否かのチェックリストを作成し担当者会議の場等で配布しているので、都道府県市の段階で必要書類が揃っているか確認の上、遺漏なく進達いただくようお願いしたい。

高齢化している被爆者の方々の負担軽減のためにも、一層の御協力をお願いしたい。

イ 在外被爆者からの原爆症認定申請について

在外被爆者からの申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているところであるので、引き続きの御協力をお願いしたい。

なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので、留意願いたい。

2. 被爆70年関連事業について

(1) 原爆被爆者実態調査の実施について

平成27年度は、原爆投下から70年という節目の年に当たることから、昭和40年度から10年おきに実施している「原爆被爆者実態調査」を実施することを予定している。

当該調査の実施に当たっては、これまでと同様に各都道府県に委託することを予定しているため、本調査の実施に特段の御協力をお願いしたい。

(2) 原爆死没者慰霊等事業に係る支援の拡充について

原爆死没者を慰霊し、恒久平和を祈念する事業について、従前から、補助金を交付しているところであるが、70年という節目を迎え、事業を充実させるため、対前年度約4千万円を増額計上しているところである。

事業を実施する当事者の意見なども聞きながら、各種事業への支援拡充をお願いしたい。

3. 各種手当額の改定について

平成27年4月からの医療特別手当などの支給額については、平成26年平均の全国消費者物価指数の前年比(2.7%)に、特例水準の段階的な解消(▲0.3%)と合わせて、2.4%の引き上げとなることから、各手当受給者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

(参考) 手当額の見直し

	(現行)		(平成27年4月)
・医療特別手当	135,130円	→	138,380円
・特別手当	49,900円	→	51,100円
・原子爆弾小頭症手当	46,510円	→	47,630円
・健康管理手当	33,230円	→	34,030円
・保健手当	16,670円	→	17,070円
	33,230円	→	34,030円
・介護手当 重度	104,290円	→	104,570円
中度	69,520円	→	69,710円
・家族介護手当	21,210円	→	21,720円
・葬祭料	206,000円	→	206,000円

4. 被爆者健康手帳の審査の迅速化について

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、出来るだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力を願いたい。

5 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成27年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）に関する行政事務指導監査については、平成27年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであるが、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意いただくとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

平成27年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

c 原爆症認定申請の事務処理状況

（必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況）

d 各種手当の認定、支給事務処理状況

(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

に加えて、平成27年度の医療特別手当の更新事務の処理状況について重点的に実施予定

(イ) 感染症法関係

a 健康診断の実施状況

(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)

b 医師及び病院管理者が行う届出状況

(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)

c 家庭訪問等指導の実施状況

(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)

d 就業制限の実施状況

(感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)

e 入院勧告の実施状況

(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)

f 結核医療費の公費負担事務処理状況

(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 難病の患者に対する医療等に関する法律及び特定疾患治療研究事業関係

平成28年度の指導監査に向けて準備を行っているため、今年度は指導監査の対象外とする。

(2) 平成26年度の指導監査における主な指摘事項について

平成26年度の指導監査は、55の自治体を対象にすべて実施しており、指導監査においては是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 健康管理手当の死亡届が未提出

イ 感染症法関係

- (ア) 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分
- (イ) 定期健康診断（一般住民）の対象者の範囲、広報内容が不適切な市町村への指導が不十分
- (ウ) 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- (エ) 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- (オ) 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- (カ) 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- (キ) 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- (ク) 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

(別記)

平成27年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考
各自治体に実施 期間を定めて別途 通知する。	(都道府県) [24] 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 神奈川県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 山口県 高知県 福岡県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	(注) 1 指定都市については、感染症の予防及び 感染症の患者に対する 医療に関する法律（結 核に係る事務に限る。 以下「感染症法」と いう。）及び精神保健 及び精神障害者福祉に 関する法律について実 施する。 2 中核市・保健所政令 市・特別区について は、感染症法について のみ実施する。 3 平成26年度の対象自 治体であっても、当該 年度における指導監査 の結果によっては、平 成27年度において追加 して実施する場合があ る。
	(指定都市) [10] 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市 京都市 堺市 北九州市 熊本市	
	(中核市) [15] 旭川市 青森市 秋田市 郡山市 いわき市 前橋市 川越市 横須賀市 岐阜市 豊田市 高槻市 姫路市 尼崎市 宮崎市 那覇市	
	(保健所政令市) [3] 小樽市 呉市 佐世保市	
	(特別区) [7] 港区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区	
	[合計 59]	

6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成27年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

1,383百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1,060百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | | |

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

55百万円

(2) 平成27年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成27年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したところであるが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

7 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成27年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により、支給額を改定する予定であるため、あらかじめご承知おき下さい。

(参 考)

手当額（月額）の見直し

	(現行)		(平成27年4月)
特別手当	99,670円	→	102,070円
医療手当			
入院8日・通院3日以上	35,570円	→	36,420円
入院8日・通院3日未満	33,230円	→	34,030円
健康管理手当	33,230円	→	34,030円
保健手当	16,670円	→	17,070円
介護手当 重度	104,290円	→	104,570円
中度	69,520円	→	69,710円
家族介護手当	21,210円	→	21,720円

参 考 資 料

－ 参 考 資 料 目 次 －

【指導調査室】

- | | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 平成25年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要 | 資－1 |
| | (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数 | |
| | (2) 主な指摘事項 | |
| 2 | 毒ガス障害者対策の概要 | 資－3 |

1. 平成25年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都 道 府 県	19 箇所
・ 指 定 都 市	7 箇所
・ 中核市・政令市	12 箇所
・ 特 別 区	8 箇所
計	46 箇所

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 被爆者健康手帳に関する事務処理

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延 2 箇所

(イ) 各種手当等の認定関係

- ・ 手当等認定事務が不適切 1 箇所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

- a 受診率が低い事業所に対する指導が不十分 26 箇所
- b 報告書が未提出の事業所に対する指導が不十分 21 箇所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

- a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む） 7 箇所
- b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる 7 箇所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

- a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む） 42 箇所
- b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分 12 箇所

(エ) 就業制限に関する事務処理

- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切 17 箇所

(オ) 入院勧告・措置制度

a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） 1 5 か所

b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續等の実施が不適切（法第20条第6～8項） 1 4 か所

(カ) 公費負担制度

a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） 6 か所

b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 1 1 か所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島^{おおくのしま}にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

(1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省

→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭29）及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」（昭45）により国家公務員共済組合連合会が実施

(2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省

→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」（昭49）により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

< 対象者数 >

財務省：	771人
厚生労働省：	1,796人
忠海：	1,715人
曾根：	75人
相模：	6人
(平成26年3月末現在)	

3. 疾病の範囲

- 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん（副鼻腔がん、舌がん等）
- 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 平成27年度予算（案）
654,643千円
うち 健康診断費
10,530千円
うち 医療費
45,584千円
うち 各種手当
588,882千円
うち 相談事業等
9,647千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- | | |
|----------|---|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付 |
| ② 健康診断 | 年1回（一般検査、精密検査） |
| ③ 医療手帳 | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付 |
| ④ 医療費 | 医療保険の自己負担分を支給 |
| ⑤ 特別手当 | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給 |
| ⑥ 医療手当 | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給 |
| ⑧ 保健手当 | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給 |
| ⑨ 介護手当 | 費用を支出して介護を受けている者に支給 |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給 |

支給額 (H27年度)	受給者 H26年3月末現在
① —	1,796人
③ —	1,562人
⑤ 102,070円	50人
⑥ 入8以 36,420円 入8未 34,030円	
⑦ 34,030円	1,334人
⑧ 17,070円	5人
⑨ 重度104,570円 中度 69,710円	0人
⑩ 21,720円	0人

5. 平成27年度予算（案）：654,643千円（内委託額653,554千円）

6. 創設年度：昭和49年度